

横浜みどり税 – 緑豊かな横浜の環境を次世代につなぐ –

■お知らせ 横浜みどり税を令和10年度(2028年度)まで継続します

横浜みどり税は、緑をまもり、つくり、育む取組を進める「横浜みどりアップ計画」の安定的な財源として、平成21年度から市民の皆様にご負担いただいております。

実施時期につき、令和11年3月31日までの間に開始する事業年度分について、引き続きご負担をお願いいたします。

■法人市民税について

平成21年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

～「横浜みどり税」の使いみち～

- ▶ 樹林地・農地の確実な担保 ▶ 身近な緑化の推進
- ▶ 維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ▶ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業



横浜みどり税

検索

令和8年1月発送分から 法人市民税の納付書の送付を一部取りやめます

環境負荷の軽減、行政コスト抑制の観点及び eLTAX の普及に伴い、電子納付をした法人については、「確定申告分の納付書」の送付を取りやめます（令和8年1月発送分から）。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

納付書が必要な場合は、横浜市ウェブページからダウンロードをお願いいたします。



横浜市 法人市民税 納付書

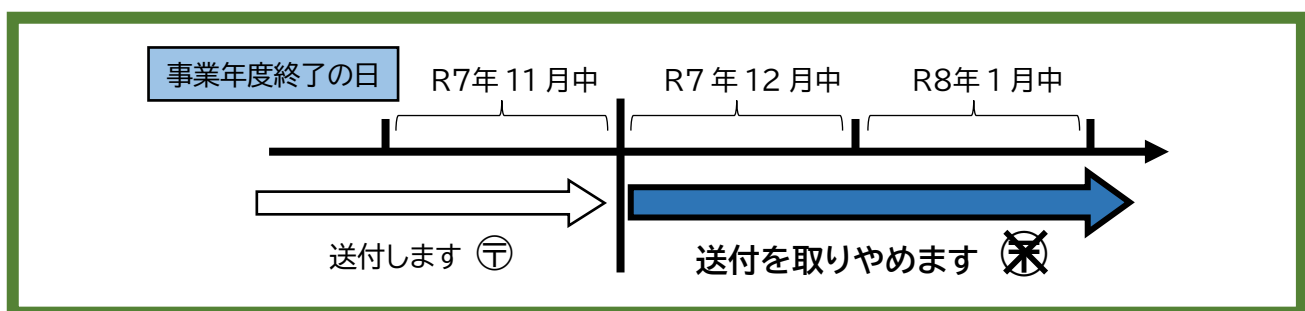
検索

※ 予定申告分については、納付方法に関わらず、従来どおり納付書を送付します。

※ eLTAX のプレ申告データは、従来どおり送付します。

横浜市 納付書 取りやめ

検索



法人市民税に関する申告・お問合せ先

横浜市 財政局 法人課税課 法人市民税担当 ※こちらでは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。

〒231-8316 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階

電話:045-671-4481 受付時間:8:45～17:15(祝日・休日・12月29日から1月3日を除く)

窓口に出向かずに、市税の納付ができます

▶ 地方税共通納税システム ▶ スマホ決済 ▶ クレジット納付 ▶ ペイジー納付 ▶ 口座振替

※ 税目や納付書の種類によってご利用いただける納付方法が異なります。

お手元に納付書をご用意のうえ、利用可能な納付手段をご確認ください。



横浜市税 納付方法

検索